

水俣市社会福祉協議会福祉教育推進校助成金交付要綱

1 目的

全ての人が社会の大切な存在として尊ばれ、また、「ともに生きる」力を育むために、水俣市内の小・中学校及び高等学校（以下「学校」という。）の児童・生徒を中心に、学習や体験活動を通して社会福祉への関心や理解を深めるための教育の実践、研究を行うことを目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 水俣市社会福祉協議会

3 助成金額

福祉教育推進校助成金（以下「助成金」という。）額は、社会福祉協議会の予算の定めるところによる。

4 交付申請

助成金の交付を受けようとする学校は、福祉教育推進校助成金交付申請書を水俣市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

5 交付の決定

会長は、前項の交付申請の書類を受理した後、その事業内容を審査し、助成金の交付及び助成金額を決定し、決定通知書により申請者に通知するものとする。

6 助成事業の変更等

助成金の交付決定を受けた学校は、助成金の使途変更又は事業の遂行が困難となった場合には福祉教育推進校助成事業変更申請書を遅滞なく会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

7 実績報告書の提出

助成金の交付を受けた学校は、毎年度3月末日までに福祉教育推進校助成事業実績報告書（活動写真を添付）を会長に提出しなければならない。

8 助成金の返還等

会長は、助成金を受けた学校がこの要綱に違反したとき又は偽りその他不正が生じたときは、その学校に対して助成金の交付を取り消し又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。